

# 牧之原市自治基本条例各段階における意見一覧表

試案に対する意見 118 件

( 1 14 ページ )

素案に対する意見 32 件

( 15 21 ページ )

素案第 2 次に対する意見 82 件

( 22 29 ページ )

素案第 2 次見直し案に対する意見 10 件

( 30 32 ページ )

ご提出いただいた意見は、趣旨を一部要約するとともに、  
同内容の意見は一項目として取り扱い、本市の考え方(案)を述べています。

## 牧之原市自治基本条例「試案」に関する意見について

### 1. 試案に対する意見の提出状況について

(1) 件数 118 件

(2) 意見内訳

章	件数
条例全体に関するもの	30
前文	2
第1章 総則	14
第2章 市民	6
第3章 議会及び議員	6
第4章 市長及び職員	2
第5章 行政運営の基本	8
第6章 基本原則に基づくまちづくりの推進	29
第7章 他の自治体等との連携・協力	1
第8章 条例の見直し等	1
条例制定後の運用	5
検討のプロセス	9
その他	5
合計	118

: パブリックコメント意見  
: 議会・自治会からの意見  
: その他会議等

# 試 案

項目	意見の内容	回答
<p>全 体</p>	<p>牧之原市の条例としての特徴が出ていない。言い換えればこの市町村にもあてはまってしまう条例ではないか。</p> <p>市の独自性が弱い。第 23 条には多少、牧之原市としての角度づけが見られるが…。基本条例とはこういうもので、それを具体化していくプロセスに市としての独自性が発揮されるということか？</p> <p>書かれていることは理想論として素晴らしいものだが、住民の意識変革 仕組みづくり 実際の行動、の 3 点が今後重要になってくると思う。更なる健闘を期待する。</p> <p>他の市の条例に含まれているが試案に含まれていない項目（「まちづくり」の定義、「要望、苦情への対応」に関する条文、「住民投票」に関する条文）は？</p> <p>条文の表記方法については、意見が分かれるところだが、平文の表記は良いと感じた。現実的には全条文を読破する市民は多くないであろうが、何らかの機会、例えば学校教育の場面等で、条例そのものを読む機会があったとき、少しでも取っ付きやすいものの方が良いと思うので、諸条件が許すなら平文表記の条例として頂ければ幸いである。</p> <p>条文内の片仮名表記については、十分に日本語化した片仮名英語、若しくは、他に表現方法がないものについては良いと思うが、それ以外は可能な限り日本語表現として頂ければ、と思う。具体的には第 16 条の 2 の「ニーズ」。ただし、意図を持ってこの単語を使用した場合には、そのまま良いと思う。</p> <p>拘束力はどのくらいあるのか。またあまり拘束力のない条例ならば、なくてもいいと思うが？（2 件）</p> <p>役所から「条例があるからできません」などと言われることはあるか？</p> <p>日本中で自治基本条例が出来てきているが、そろそろ効果とか検証が出てきているのではないかと思う。他市町の事例があれば、教えてほしい。</p> <p>一番大事なことは成果（＝どう変わったか？）だと思う。役</p>	<p>について、素案では「まちづくり」の定義をいたします。</p> <p>については、市民満足度の向上を図り、市民との信頼関係を強化する上で、市民から寄せられた要望、苦情等についての的確な対応は重要になっていると考え、素案では、規定を定めています。 について、素案では、市政への市民参加の方法の一つとして住民投票を位置付け、今後、検討していくこととしています。</p> <p>前文は「です：ます」体で平仮名を多用し、素案では条文については、「である」体を用いています。国、自治体において共通の意味、約束事として使われている法令用語を別の言葉に置き換えたり、表現方法を変える場合、定義等で正確性を欠き、多義的な解釈をもたらすおそれがあります。</p> <p>地域主権改革の推進に伴い、基礎自治体の役割が拡大している中、市長等の組織に求める視点から、「ニーズ」は、「政策課題」とします。</p> <p>この条例に基づいて、より具体的な他の条例や制度等を整え、市民が意見を出しやすくなる仕組みを充実します。</p> <p>この条例が制定されることにより、市民、議会、行政が共通の認識を持って、条例と整合を図りながら具体的な取組を効果的に進めることができると考えています。</p>

# 試 案

項目	意見の内容	回答
	<p>所のやり方がどう変わるのか？というのが一番分かり易い。具体的に、目に見えてここが変わるといことがないと市民にはわかりにくい。条例が出来ると何が変わるのか？（3件）</p> <p>市民憲章の制定は考えているのか？（3件）</p> <p>条例と、事業仕分けとの関係は？</p> <p>条例と総合計画の整合性は、どうなっているのか？</p> <p>市長が変わって、この条例を「廃止する」と言ったらどうなるのか？</p> <p>易しい文章表現で、解説がなくても分かるようにしてほしい。</p> <p>住民側から言わせると、牧之原市ではどんどん縛りをかけられて、他の市町の方が住みやすいな、ということになって困る。</p> <p>建築業者から「牧之原市では建売住宅は売れない」という話を聞いた。市民にとって住みにくくなっている中で、条例という足かせができてどうか？という不安もある。</p> <p>今は、ルールはないが、よいコミュニケーションがとれている。こういう条例が欲しいのか？</p> <p>市民が主体となると、市の押し付けにならないか？</p> <p>国や県と、市は対等で協力するということだが、市民も市に協力せよ！と住民に押し付けているのが条例の考え方ではないのか？</p> <p>世の中の流れとして作っているので魂が入ってこないと思う。</p> <p>市民自治は他の市でも進んでいるのか？例えば御前崎市でも条例は制定されているのか？</p> <p>自治は進んでやることだから、市が、あれこれやれというのは、おかしいと思う。</p> <p>この条例をつくるに当たって、参考にした他の市町の条例はあるか？</p>	<p>限られた財源で何を優先していくか、市民が納得できる形で選択していく仕組みが必要となっています。</p> <p>この条例は、市政運営の基本原則等を明確にするものであり、各条文との整合を図りながら、より具体的な計画や施策、事業が展開されていくこととなります。</p> <p>情報共有と市民参加を進めることなど、市長や議員が変わっても、変化しない基本的な事柄を盛り込んでいます。</p> <p>この条例は、市政への市民参加の仕組みを整え、市民参加の機会を多様に提供することを基本にまちづくりを進めることを目指すものです。市民の活動を規制したり、市民に何かを強制するものではありません。</p> <p>全国で200を越える市町村で制定されています。</p> <p>今回の意見募集を踏まえて、素案では全体構造について次を参考に読みやすさから組み立て直しています。</p>

# 試 案

項目	意見の内容	回答
	<p><b>条例の構成の見直し（提案）</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">総則的規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的</li> <li>・ 理念</li> <li>・ 権利、義務、責務</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">実体的規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会</li> <li>・ 執行機関</li> <li>・ 区政運営</li> <li>・ 参画・協力</li> <li>・ 連携協力</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">雑則的規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例の位置づけ</li> <li>・ 委任</li> </ul> </div> </div> <div style="width: 45%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">目的・理念</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的・理念</li> <li>・ 目標</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">制度・仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報公開・提供</li> <li>・ 参画・協働</li> <li>・ 適正処理</li> <li>・ 連携協力</li> <li>・ 議会運営</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">関係者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利、義務、責務</li> <li>・ 組織・機構</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">雑則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例の位置づけ</li> <li>・ 委任</li> </ul> </div> </div> </div> <p>※引用文献 「協働社会をつくる条例」 P173 大阪国際大学教授 松下啓一著</p> <p>危機管理の位置づけは、第7章の方が現実的ではないか。あるいは、広域的な危機管理として第7章に追加してもよいのではないか。</p>	<p>危機管理は、様々な行政課題の一つですが、市民と市が協働する重要な分野として位置付け、行政運営の原則として規定しています。ご指摘の点については、『他の自治体等との連携』（第27条第1項）の「広域的な課題の解決を図るため、」の部分に、危機管理の意味合いも含めています。素案では、『他の自治体との連携』の位置付けを明確にする意味で、『行政運営の原則』に位置付けるよう構成の見直しをしています。</p>
前 文	<p>「地域を愛する」「地域を育てる」「地域と共に歩む」などの表現がほしい。</p> <p>「私たちの住む牧之原市は、平成17年10月11日にこのまちに住む住民一人ひとりがそれぞれの価値に応じた「しあわせ」を実現する「幸福実現都市」を目指し誕生しました。合併の母体となった両町はかつてはこの地方の文化・行政の中心でしたが、その後の社会産業構造の変化によって衰退傾向を示し閉塞感が漂いつつあります。幸い、近年になってこの地域に</p>	

# 試 案

項目	意見の内容	回答
	<p>「陸・海・空」のネットワークが形成され再び活力あるまちに変わる環境が整いつつあります。私たちはこの機会を活かし、市民・議会・執行機関が一体となって合併後 10 年目の節目となる平成 26 年までに、このまちを「幸福実現都市」とするよう、まちづくりの最高規範としてここに自治基本条例を制定いたします。」という表現はどうか？</p>	
<p>第 1 章 総 則</p>	<p>「市長等」という表現は紛らわしい。「執行機関」としてはどうか？</p> <p>解説の 2 行目、「それぞれの権利と役割を…」 「それぞれの権利・役割・責務を…」とすべきでは？ 「市民」の定義。市内出身者（ふるさと納税者・まきのはら大使など）を入れることを考えるべき。</p> <p>市民とは誰を指すのか。住民票のある人？ ない人も含む？ 外国人も含むのか。</p> <p>市民の定義はこれでよいのか。市民税を納めるのは住民登録がある人。収入がないと政策が実施できないのに、税負担のある人、ない人の区分けはできないのか。</p>	<p>「市長等」とは、地方自治法第 138 条の 4 に規定する市長、教育委員会ほか、地方自治法第 138 条の 5 に列記されている各種行政委員会（選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会）に独立した権限を有する公営企業管理者を加えたもので、一般に「行政」と言われるすべてを網羅したものです。「市長等」と「市の執行機関」の使い方に当たっては、「自治基本条例を創る会」で議論の上、前者を選択しました。なお、ご意見に関連して、素案では「市長以外の執行機関の役割及び責務（第 33 条）」の規定を追加しました。</p> <p>条例には市民の権利と責務を規定しますので、ふるさと納税者やまきのはら大使などを含めるのは、適当でないと考えます。しかしながら、市外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用していくことが大切ですので、ご提案の趣旨を踏まえて、素案の第 27 条の第 2 項として規定を追加しています。</p> <p>「住民」については、地方自治法第 10 条において「区域内に住所を有する者」と規定されています。一方、「市民」については、その範囲を明確に規定する法令等はありません。この条例では「市民」の範囲を、市内に住み、働き、学び、又は活動する個人として定めています。住民票のない人も、外国人も含みます。このように市民の範囲を広げて定義しているのは、地域社会が抱える課題の解決やまちづくりを進めていくためには、いわゆる「住民」だけでなく、牧之原という地域社会における幅広い人々が力を合わせていくことが必要であるとの認識に基づくものです。</p>

# 試 案

項目	意見の内容	回答
	<p>「住所がある人」「住む人」の違いは？  「住民登録のない人」とはどういう人？</p> <p>市民が中心の地方自治というイメージを綺麗な言葉で飾っているが、本来自治の主権を持っていない人たちも幅広く市民として位置付けている。条文からは全く別の意図が感じられるので、必ず辻褄の合わないところが出てくる。</p> <p>結論から言えば、住民に限らず市のサービスの受益者を広く市民として捉え、全ての受益者に応分の負担や協力をしてほしいとの考え方である。</p> <p>私も住民であり、納税者としてこの考え方には賛成であるが、今回の自治基本条例とは全く異質のものである。</p> <p>案では市民を住民だけでなく幅広く定義しており第4条第2項で市民が市政の主権を有するとなっているが、住民でないものまで主権者と言えるか？法的な根拠はどうか？</p> <p>また、元々主権者である住民の内、条件を満たした有権者が権利を行使して議会と市長を選んでいるのに、その上、市民に主権があるかのような書き方は納得ができない。</p> <p>条文からは、苦しい市の財政を少しでも市民に協力してほしいとの意図が感じられるが、それならば単純に市民にボランティアとして協力してもらえらる仕組み作りをするべきだと思う。</p> <p>今のままで住民の主権は守られており、意見を言う機会やチャンネルは幅広く確保されていて抹殺されることなどありえないのに、なぜわざわざ条例をつくる必要があるのか。行政の施策に市民が参加して協力してほしいなら、この条例ではなくもっと別の方法があるはず。施策の決定に市民参加を求めて幅広く意見を聞きたいのならば、私はその考え方には反対。</p> <p>全国の地方自治体財政が破綻の危機にあるのは、住民の我が儘に応じて多くの無駄なことをしてきたことが大きな原因のひとつ。</p> <p>市長と議会は住民のためになることをするのであって、そのためには反対があっても信念を持って決定し、正しい判断だということを結果で示して審判を受けるべきです。</p> <p>住民の意見を参考にするのは勿論大切だが、幅広く意見を聞くのは喜ぶことしかしなくなるにつながり、ますます財政困窮に向かっていくことになる。</p>	<p>今回、市の目標は「市民の権利の保障や政策決定の仕組みのルールを明確にする条例をつくること」です。その意味で、ご指摘の趣旨を踏まえて、試案の全体構造を組み立て直すとともに、「区、町内会等の自治活動（試案第26条）」、「市民活動団体（試案第27条）」の規定に関しては市民自由の領域に属する問題と改めて捉え直して、素案では、「市民の責務」については、多くの市民の方にご理解いただける基本的な事柄を規定（素案第14条、第15条）しています。また、自治会等の「コミュニティ」を住民自治の基礎的な単位として、市民生活の上で重要な役割を担うものと考えていることから、その在り方を市民、市長等とのかかわりについて明らかにする規定（素案第16条）を追加しました。</p> <p>この条例は、自治の基本理念とその理念を支える基本原則を示し、まちづくりの計画などに市民の意見を反映するための仕組みなどを定めるものです。また、限られた財源の中で市民が納得できる市政運営を行っていくためには、市民の多様な意見を把握し、市民の合意をつくっていくことが重要との考えから、素案の第3章『市民参加の推進』では、「参加機会の保障（第10条） 満20歳未満の市民のまちづくりに参加する権利（第11条） 市民委員会等（第12条） 住民投票の実施（第13条）」を規定しています。</p> <p>ご意見のとおり、自治の根幹である代表民主性を機能させていくことが重要であると考えます。そのため、試案の第4条の第2項については、素案（第3条第1号）では、その旨の表現を追加し、見直しています。</p> <p>市政の基本は代表民主制ですが、議会や市長が 市政を進めていくに当たって市民の意思を尊重していくことが大切です。市民の意見を十分に聴き、尊重した上で、議会と市長が</p>

# 試 案

項目	意見の内容	回答
	<p>自治基本条例でまず明確にすべきことは、市民と行政の基本的な関係、つまり市民が行政に対価（税）を支払うことによって行政は市民にサービスを提供するという主従関係である。行政は、市民に仕えるためにのみ存在するのであって、決して市民に対して対等ではない。第1条では市民主体による自治を目的としながら、第2条(5)協働では「市民と行政...が対等な立場に立ち云々」として、市民と行政を対等な立場に置いている。これは誤りである。行政とは何であるかという原点に立ち返って、本条例試案全般について、再検討すべきである。</p> <p>市民が行政に関心を持ってチェック機能を持つようよ、というのが自治基本条例ということによいのか？</p> <p>第3号は、協働の言葉の意味の説明になっているような感じ。もう少し掘り下げた記述が必要では？</p> <p>市の職員は「協働」ということがわかっているのか？</p>	<p>それぞれの権限に属することを判断することが、基本であると考えています。</p> <p>この条例における自治の基本理念からは、市民との協働による市政の取り組みを通じての公共的な課題の解決が重要です。また、すでに地域で活動しているコミュニティが支えられ、更に、活動や事業が創出されることを担保する施策の推進が求められています。しかしながら現在、市では推進に当たってのその基本的な考え方を持ち合わせていませんので、今後、市が定める「市民活動の推進に関する条例等」を整備する中で、その条例をもとに、公共をそれぞれの主体が協働して積極的に担っていく環境を整えていきたいと思えます。素案では、『市長等とコミュニティのかかわり（第16条）』の規定を追加し、「必要な条例等を整備するものとする。」ことを明記しています。</p> <p>（1）を素案の「第2章」に、（2）を素案の「第3章」に原則条項として位置付けしました。</p>
第2章 市 民	<p>見出しを「市民の役割」「市民の役割と責務」にすべき。</p> <p>権利と義務は表裏一体なのに、市民の権利の保障は強く出ているが、市民の義務が出てこない。（3件）</p> <p>自治基本条例ができると市民は具体的にどのようなことをやらなければならないのか。（2件）</p>	<p>ご意見を踏まえて、素案では「市民の役割と責務」を明記しています。（第14条まちづくりにおける市民の責務。第15条コミュニティにおける市民の役割）</p>

# 試 案

項目	意見の内容	回答
第3章 議会及び議員	<p>議会についての条項が2条しかないが、議会基本条例が制定済みなのでこの程度なのか。</p> <p>議会基本条例は出来ているのか？出来ているならば、整合性は取れていると思うが、自治基本条例には第8～9条といった「議会」に関する条項が入っているものなのか？</p> <p>自治基本条例の肩代わりに議会基本条例があるということか？自治基本条例の最高規範性が揺らいでくるのでは？</p> <p>市民が賛成しているのに、議会が反対する場合の市政運営は？</p> <p>この条例に議会はどうか対応するのか？</p> <p>話し合いに議員が入ってこないのが分からない。議会基本条例を制定したから知らないという感じ。「お手並み拝見」のような雰囲気が議員から感じられる。</p>	<p>議会に関する直接的な規定は、合わせて2条ですが、主体が「市は」となっている規定は議会も含まれますので、「情報共有」などの規定による責務等は、議会にも適用されるものとなります。</p>
第4章 市長及び職員	<p>「信託」等の言葉が入った条例を作って市民にどれだけ理解してもらえるか不安だが、一方でこれだけ強いものを作って役所がやっていけるのか？</p> <p>市長はいつも最初にお金がないと言う。行政のプロがお金がないと言うのはプロではない。その中でどうするかを言ってほしい。</p>	<p>市政の基本は代表民主制ですが、市長や議会が市政を進めていくに当たって、市民の意思を尊重していくことが大切です。市民の意思を踏まえて、市長と議会が責任を持って判断することを表しています。</p>
第5章 行政運営の基本	<p>民間のようにPDCAサイクルが回るようになるのか。</p> <p>多くの関係者が日数をかけて成立する条例であり、その努力に敬意を表する。しかしながら、条例制定までの過程で労力を使い果たし、その後の進捗状況がいまいちであった例もあると聞いた。様々な条例の上位に関連づける条例であり、目的を達成するために本条例の制定が新たな仕事のスタートであることを再認識してほしい。</p> <p>PDCAは誰がやるのか？</p> <p>「特定の人が長くならないように」「多くの人に市民参加を」ということはああ、そうかなと思ったが、いろいろな役員選考の際には、人がいなくて選ぶのが大変との声もある。「幅広く大勢」という文章は良いが実際には...という懸念もある。</p> <p>市政への参加意識には、情報共有が必要であると考えます。例えば榛原病院の経緯や国民健康保険の税率アップ(納付書がきてビックリ!)についての事前情報が殆どなかった。具体的な施策を望む。(情報発信をどうするか。市民からの提案を受け、その結果どのようになったか等)</p>	<p>ご指摘のとおり条例の推進策について、明確に明記して進めていくことが大切でありますので、素案では、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みとして「牧之原市自治推進審議会」の設置を定める規定を設けています。</p> <p>情報共有は、住民自治の要であり、条例の核となる精神でありますので、ご意見の趣旨を踏まえ、試案の全体構造を組み立て直して素案としています。</p>

# 試 案

項目	意見の内容	回答
	<p>まちづくりは、まず行政から市民への「情報の提供」から始まる。行政が知らしめたくないと思えば情報の提供はなされず、情報共有はもとより、それから始まる「協働」は絵空事となる。</p> <p>まずは、行政からの詳しく、かつ迅速な「情報の提供」がまちづくりの基本である。終わった後に他から入ってくる情報などは「情報の提供」ではなく、地域市民を無視した行政の姿勢に他ならないと思う。</p> <p>漏れ聞こえてきた情報では「時、既に遅し」となり、手の打ちようがない。協働どころか、陳情・要望を【お上】にお願いし、幕引きとなってしまう。各部署、各職員の行政改革、意識改革を推進されたい。</p> <p>市が、市民に対して情報提供をきちんとしてもらいたい。条文には「必要に応じて」とあるが、「必要」は誰が判断するのか？</p>	
<p>第6章 基本原則に基づく まちづくりの推進</p>	<p>市民の声、相談を積極的にしてほしい。無駄な財政、市民の立場を考えて。事業仕分け、行政改革をしっかり考えて。</p> <p>現在は、市政に対する意見を受け付ける目安箱すら、ない。</p> <p>市民と行政が協働で地域の活性化等に努めることは市財政状況の良くない現在、特に重要であり、そのためには市民が生活の中で感じる事項を行政が効率よく収集し、行政に反映させる仕組みを作り、明記する必要があると思う。</p> <p>例えば「意見交換会」等の形式的な場だけでなく、行政の窓口を設置する投書箱等に投書される各種の声（職員が対応した記録も含め）を定期的に担当部署が集め分類し、一つひとつを検討し「行政として取り入れる事業か」「市民協働で推進する項目か」「実施困難な事項」等の結果を公表する。このような仕組みを条文に明記すれば自治基本条例の精神を実現する一つのポイントが出来るのではないかと？</p> <p>住民投票に関する事項がなぜ載っていないのか？（3件）</p> <p>市民を立案にまで参加させるということだが、例えば各種の審議会や委員会も同じ方々が多い。実際に、どういう手法でやるのか？「具体的な例」がどういうものか。</p> <p>みんなで決めよう、と言うと誰も責任を取らなくなってしまうような気がする。個人的にはこの考えに賛同できない。</p> <p>区の組長会で条例の説明を聞いたが、すぐには理解できず、</p>	<p>「市民が生活の中で感じる事項を行政が効率よく収集し、行政に反映させる仕組みを作り」についてのご意見の趣旨を踏まえて、試案の第24条（市民意見の施策への反映）を一部修正し、素案の第10条（参加機会の保障）の中に盛り込んでいます。</p> <p>また、同条の第6項では必要な条例等を整備することを明記し、この条例に基づいてより具体的な制度等を整え、市民が意見を出しやすくなる仕組みを充実します。</p> <p>ご指摘のとおり、区や町内会等の自治会活動は、枠にはめ</p>

# 試 案

項目	意見の内容	回答
	<p>何か腑に落ちないものを感じた。「条例」と枠をすることにより、皆が足並みを揃えるかもしれないが、全員の足並みが揃うかといえばそうではないと思う。世の中はとてつもなく速いスピードで進化しており、10年前に先を見通して策を講じてきたものが、今の現代に適用できるのか？市長には5年前のマニフェストはマニフェストとして置き、現代に必要な施策にもっと勇気と決断を持って臨んでいただきたい。市職員の大切な時間を市長の自己のマニフェストを実行するために使うなら、市役所の玄関前に貼り出している『市民のための市役所』を『市長のための市役所』にして牧之原市自治基本条例を作成して頂きたい。枠にはめなくても済む地域社会が出来ることを、望んでいます。</p> <p>今までも、道役（みちやく）、運動会等、自治会が自主的に行ってきた。なぜ、今になって縛りをかけるのか？</p> <p>住民主体なら、住民が自由にやればよいのでは？我々のコミュニティのルールは、そんなに間違っていない。なぜ、今やらなければならないのか？</p> <p>自治会に対する支援が今まで以上に良くなるということですか？</p> <p>市役所は自治会をもっと使っていくということか？</p> <p>町内会長の仕事が増えるのではないかと縦割り行政でいろいろな部署から依頼が来ると大変である。</p> <p>第26条第3項（区や町内会の代表者の規定）は、これでは町内会長のやり手が居なくなってしまう気がする。</p> <p>手っ取り早く言うと、市がやらなければならないことを分担してやるということか？</p> <p>草刈りをやっていたが、できなければ誰かがやってくれるということか？</p> <p>区が困れば、要望を上げれば市がやってくれる、という条例か？</p> <p>区で困ったので市にお願いしたときに、それが変わらないなら意味がないのでは？より良いサービスを受けられるならよいと思うが…。</p> <p>自治基本条例により、個人的には自治会の役割は区民の負担が大きくなると思う。</p> <p>現在、区でもかなりボランティアで色々なことを行ってい</p>	<p>られるものではなく、地域の皆さんが自主的に考え、取り組むことが基本ですので、そのルールは地域の話合いで決めていただくものと考えます。また、市民の皆様がどのような形でまちづくりに関わるかは、各人の市民に委ねるべきものですが、試案では、「市民の活動を規制したり」、「市民に何かを強制すること」や「市民に負担を強いる」ものであると受け取られた部分については、今回の意見募集を踏まえて試案を調整した結果、素案では第14条（まちづくりに関する市民の責務）として「まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つとともに、市民相互の連帯及び責任に基づき、互いの意見及び行動を尊重しなければならない。」ことを定めるとともに、第15条（コミュニティにおける市民の役割）として、「コミュニティへの参加を通じて、互助の精神をはぐくみ、地域の課題の解決に向けて行動するよう努めるものとする。」ことを定めています。また、第16条（市長等とコミュニティのかかわり）としては、コミュニティ活動の自主性と自立性を尊重しながら、支援することを定めています。</p> <p>(参考)</p> <p>引用文献 「自治基本条例の理論と方法」公人の友社 P 39</p> <p>神原 勝 北海道大学大学院法学研究科教授 『私が考える自治基本条例は、自治体という政府機構を運営するための基本ルールを定めること、いいかえれば、市民が自治体という権力をコントロールするための「自治体運営基本条例」ですから、市民自由の領域に属するコミュニティあるいはコミュニティ活動に関しては、次元の違う問題なので、自治基本条例では触れないほうがよい』</p> <p>引用文献 「わたしたちのまちの憲法」日本経済評論社 P 188～189</p> <p>木佐茂男 逢坂誠二 編 『公共性の実現主体とその責務 地域の公共的な課題を解決する主体は、今日、政府組織（国・</p>

# 試 案

項目	意見の内容	回答
	<p>る。条例で義務化されると、お前もやれ、ということになる。そこを曖昧にして市民を巻き込むなら、先に区民の負担等のことを言っておいた方がいい。</p> <p>行政に頼んでやればいいが、今は無理。地域がやればいいが、コミュニティが希薄になっているので難しい。新しい人たちは、コミュニティが薄い地域を望んでいる。</p> <p>地域主権と自治会のあり方について、どのように盛り込むのか？</p> <p style="text-align: center;">市民活動への援助の具体的な内容は決まっていないのか？</p> <p>「協働で担う公共」「新しい公共」ということであるが、「公共」の概念についての説明がない。</p> <p>協働という言葉は初めて聞いた。「どこがやれば一番うまくいくか」を誰が判断するのか？役所の押し付けか？</p>	<p>自治体)に限らず、多様化している。個人、営利企業、地域コミュニティ団体(町内会など)、非営利活動組織(いわゆるNPO)や公益法人、特別な公共団体(行政体)など、多くの人々・組織(団体)が公共性の実現にかかわっている。</p> <p>公共性のあり方(いわゆる公共哲学ないし公共の哲学)やその内容を決める権限を行政当局が独占すると考えることは、今日では許されない。ただし、公共性のあり方・内容に関する考え方も、ニュー・パブリック・マネジメント(NPM)から補完性の原理まで、多種多様なものが混在して唱えられているのが現状である。</p> <p>もっとも自治体は「地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割」(地方自治法第一条の二第一項)を担う主体として、こうした多元化・多様化する考え方を調整してまとめ上げることが求められる。</p> <p>こうした点で、自治基本条例は地域社会における公益のあり方を規定し、公共性の基本理念を明確にするものである以上、当該地域社会における公益と公共性を具体的に定義し、それらを担う主体を明確にする必要がある。』</p> <p>ボランティア団体による障がい者や高齢者への支援、自治会等の地域団体による防犯パトロールや環境美化活動など、地域社会の一員としての活動が盛んに行われています。このような中、これからの市民協働によるまちづくりを進めるためには、ボランティア団体や地域団体等の役割が重要になってくることを認識しますとともに、このようないわゆる市民公共活動をさらに活発化させていかなければならないと考えています。今後市では、素案の第16条(市長等とコミュニティのかかわり)に規定する「必要な条例等を整備するものとする。」に基づいて自立性を高めていくような支援を念頭において、市民公益活動団体への支援のあり方について検討を進めていきたいと考えています。</p> <p>「協働による推進」を第1条目的で「～市民自治による協働のまちづくりを推進し、もって日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を図ることを目的とする。」と位置付けまし</p>

# 試 案

項目	意見の内容	回答
	<p>NPOを育てていくことが重要だと思う。今は、市内にいくつあるのか？これからどんどん作っていくのか？お金の援助はするのか？</p> <p>一番心配するのは、相良地区と榛原地区の違い。将来的には、どのように考えるのか？各自治会の規模等を検討して、組織化する考え方はあるのか？</p> <p>旧相良、旧榛原の自治会の改革というのは、この条例にはまってくるのか？</p>	<p>た。</p> <p>市内にはNPO法人数は、9団体（H22.11月現在）、市民活動団体数は80団体ほどです。各部署への調査で把握した数です。</p> <p>素案第15条で自治会や市民活動団体をコミュニティとしているため、試案第27条は、素案第15条に含みます。</p> <p>素案第16条で市長等とコミュニティのかかわりについて述べているため、試案第27条第2項は、素案第16条に含みます。</p> <p>この条例においては、市政への市民参加を保障するとともに、自治会などのコミュニティ活動がまちづくりに重要なものとして位置付け、市民自身による活動が中心となることを示しています。</p> <p>したがって、この条例で自治会の組織や運営そのものに触れようとするものではありません。</p> <p>しかし、自治会の組織は、相良地域と榛原地域とで違いがあり、市全体としての一体感や行政との関わりの中で課題があることも事実です。</p> <p>このため、現在、自治会地区長会を中心として、本市の自治会組織のあり方検討をはじめています。</p> <p>自治会の規模や組織形態については、行政が決めるものではありませんが、税金の支出に関しては各自治会に対して公平でなければなりませんので、市民と市の協働で、コミュニティの将来も含めて、自治会のより良いあり方を考え、一緒に検討していきたいと考えております。</p>
第7章 他の自治体等との 連携・協力	他の自治体との連携・協力で、広域課題の解決だけでなく、広域的な発展を目指した産業振興上の取り組みを含んだらどうか。	第31条を第27条に含め、第3項としました。
第8章 条例の見直し等	最高規範といいながら見直し規定があるのはどうなのか。	<p>この部分につきましては、素案【第2次見直し案】の段階の条文を使って、回答させていただいております。</p> <p>最終段階では、この条例を市政運営の最高規範とするとは述べていませんが、重要なのは、この条例が他の条例や計画等の解釈指針・立法指針となり、実際に機能することであり、第26条の「市長の就任時の宣誓」、第27条の「牧之原市自治基本条例推進会議」、第28条の「この条例の見直し</p>

# 試 案

項目	意見の内容	回答
		<p>し等」、第 29 条の「この条例の位置付けと体系化」、第 30 条の「委任」の各条項を規定することで、実質的な最高規範性を確保するという関係を形成することができると考えます。</p> <p>また、この条例に基づいたまちづくりを行っていく中で、市民意識の向上や社会情勢の変化により、新たな行政需要が生まれてきた場合には、それらに柔軟に対応していくための見直しは、必要であると考えます。</p>
条例制定後の運用	<p>具体的な部分は別に定めるということだが、2～3年も空いてしまったら意味がないので、重要な部分は早めに整備してほしい。</p> <p>条例を作ったら、諮問委員会のようなものを作り、きちんと機能しているかチェックする所が必要だと思う。</p> <p>議決後は、自治基本条例のパフレットを作るのですか？ 心配なことは、2年くらいで変わってしまうこと。継続性を持たせていくのが難しい。</p> <p>自治基本条例に関連する条例とは、どのようなものがあるのか？</p>	<p>この部分につきましては、素案【第 2 次見直し案】の段階の条文を使って、回答させていただいております。</p> <p>第 27 条で「牧之原市自治基本条例推進会議」を置くことを定めています。この会議において、必要となる具体的な条例・規則等の整備を検討し、推進していきます。</p> <p>第 27 条の「牧之原市自治基本条例推進会議」において、条例の趣旨に沿ってまちづくりが行われているかどうか、チェック・評価を行います。</p> <p>現在、検討中です。</p> <p>第 26 条の「市長の就任時の宣誓」、第 27 条の「牧之原市自治基本条例推進会議」、第 28 条の「この条例の見直し等」、第 29 条の「この条例の位置付けと体系化」、第 30 条の「委任」の各条項により、実効性・継続性の確保を規定しています。</p> <p>第 27 条の「牧之原市自治基本条例推進会議」において、関連する条例について、どのようなものが必要となるか、検討していきます。</p>
検討のプロセス	<p>条例の制定が時代の流れということはいくぶんわかるが、もう少し慎重に検討していただきたい。</p> <p>一部の市民の意見がまとめられていると思われる。もっと多くの市民の意見をまとめることが必要では？</p> <p>12月議会に上程するのはよいのか？と思う。もう少し、勉強したり議論する時間が必要ではないか。(2件)</p>	<p>平成 19 年度から、4 年間にわたって市民の皆様と一緒に検討を重ねてまいりました。また、当初は 12 月議会へ上程する予定でしたが、パブリックコメントや自治会の皆様から貴重なご意見をたくさんいただいたので、更に慎重な検討が必要だと判断し、検討期間を延長して 2 月議会への上程となりましたことを、ご理解いただければ幸いです。</p> <p>「自治基本条例を創る会」の委員の皆様をはじめ、パブリックコメントや計 40 回にわたる自治会役員への説明会を通じて、多くの市民の皆様からいただいた意見を反映できたと考えております。</p> <p>ご意見のとおり、更なる議論や検討する時間が必要となったことから、12 月議会への上程を見送りました。</p>

# 試 案

項目	意見の内容	回答
	<p>議決されて施行されるのは、いつごろか？</p> <p>条例制定に関する、これからのスケジュールは？ 一般の市民への広報活動はどうなっているのか？</p> <p>条例の制定作業は、国の指導に基づいてやっているのか？市独自か？ 議員に対しては、条例説明会を定期的に行っていく予定か？</p>	<p>現時点では、半年の猶予期間を設けて、議決から半年後の施行を考えています。</p> <p>自治会役員への説明会をはじめ、6月からシリーズで毎月「広報まきのほら」へ掲載するなど、広報活動を行っています。</p> <p>国の指導に基づいているのではなく、牧之原市の総合計画に基づいて行っています。 5月から毎月、議会への報告・説明を行っています。</p>
その他	<p>見ただけでウンザリし、読まなければと努力しても途中でイヤになるようなこの試案をどれだけの人理解し意見が提出できるか疑問。</p> <p>何を申請しても「予算がない」の一点張りなのに、これだけの資料を作成するにはかなりの経費が使われている筈。税金の無駄遣いではないのか？もっと理解しやすい方法で、金を使わず労力を使う行政を進めて欲しい。榛原病院の広報活動を見習ったらどうか。提出方法もおかしい。</p> <p>静岡県条例「歯と口の健康を守る条例」の成立に伴い、牧之原市でも同様の条例を作ってほしい。</p> <p>条例の中に「歯と口の健康」の項目を入れてほしい。</p> <p>条例に謳ってあることは当然のことであって、条文化する必要はなし。</p> <p>図書館を充実してほしい。隣の御前崎、吉田には立派な図書館があり羨ましく思う。場所はどこが良いのかわからないが、相良、榛原の住民が公平に恩恵に浴せる所、例えば片浜などの旧両町の間地点を考えて建設してほしい。また、両庁舎で課が合併するなどして空き部屋が出来れば、それらを活用して図書館の充実を考えるのも一案であろう。静かに読書や学習する環境を是非、整えて欲しいと思う。</p>	<p>分野別の政策は、それぞれ、個別の条例や基本計画等で定められるものと考えています。</p> <p>市民・議会・行政に共通のルールとして、情報共有、市民参加を促進し、保障していくためには、条例という根拠を設ける必要があると考えています。</p>

## 牧之原市自治基本条例「素案」に関する意見について

### 1. 素案に対する意見の提出状況について

(1) 件数 32 件

(2) 意見内訳

章	件数
前文	15
第1章 総則	2
第2章 情報の公開と共有	2
第3章 市民参加の推進	6
第4章 行政運営の原則	2
第5章 他の自治体等との連携・協力	0
第6章 議会及び議員	3
第7章 市長及び職員	0
第8章 牧之原市市民自治推進審議会	2
第9章 雑則	0
その他	0
合計	32

: 意見

# 素 案

項目	意見の内容	回答
前 文	<p>「私たちの住む牧之原市は、平成 17 年 10 月 11 日にこのまちに住む住民一人ひとりがそれぞれの価値に応じた「しあわせ」を実現する「幸福実現都市」を目指し誕生しました。」</p> <p>「明治 22 年、現在の相良地域に相良町・萩間村・菅山村・地頭方村、榛原地域に川崎町・勝間田村・坂部村の 2 町 5 村が生まれ、やがて昭和 26 年に菅山村を相良町に合併し、昭和 30 年の合併では、相良全域が相良町、榛原全域が榛原町になりました。その両町が歩み寄り、平成 17 年 10 月 11 日、「幸福実現都市」という理念のもと、牧之原市が誕生しました。」</p> <p>「互いを思いやる温かなところや人と人のつながりなどの地域の絆を大切にします。」</p> <p>「地域を愛する」「地域を育てる」「地域と共に歩む」などの表現がほしい。</p> <p>「先人達が、多くの汗を流し、土を耕し、花を咲かせ、網を張りながら、この牧之原市を育んできました。」</p> <p>「未来を担う子ども達へ、地域を愛するところ、この自然豊かなまちを大切にすることをずっとずっと引き継いでいきたいと思います。」</p> <p>「未来を担う子どもたちへ確実に引き継がなければなりません。」</p> <p>「時代が変わっても、未来を担う子ども達へ、地域を愛するところ、この自然豊かなまちを大切にすることをずっとずっと引き継いでいきたいと思います。」</p> <p>「自ら考え、共に行動する」</p> <p>「自ら考え、共に行動するという地域主権の精神に基づき、一緒になって協働でまちづくりに取り組んでいかなければなりません。」</p> <p>「わたしたち市民が自治の主体であることを自覚するとともに、信託した市政が、わたしたちの想いを反映して行われるよう」</p> <p>「市民が自治の主体としての役割をあらためて自覚し、」</p> <p>「わたしたち市民が自治の主体であることを自覚するとともに、信託した市政が、わたしたちの想いを反映して行われるよう」</p> <p>「市民・議会・執行機関が一体となって」</p> <p>「自ら考え、共に行動するという地域主権の精神に基づき、</p>	<p>左記のご意見の部分を参考に趣旨を盛り込みました。</p> <p>「私たちのまち牧之原市は、平成 17 年（2005 年）10 月 11 日に相良町と榛原町が合併して、人と人のつながりを大切にし、互いに支えあう協働による社会を市民が主体となって創造していく「幸福実現都市」をまちづくりの基本理念として誕生しました。」</p> <p>左記のご意見の部分を参考に趣旨を盛り込みました。</p> <p>「先人の築いたまちを大切にし、地域を愛するところ、自然豊かなまちを大切にすること」</p> <p>左記のご意見の部分を参考に「未来の世代」という言葉にしました。</p> <p>「未来の世代へ継承していく責任」</p> <p>左記のご意見の部分を参考に趣旨を盛り込みました。</p> <p>「自らの意思、行動と責任に基づいてまちづくりを行っていくことにより」</p> <p>左記のご意見の部分を参考に趣旨を盛り込みました。</p> <p>「一人ひとりの思いや声が活かされる」</p> <p>左記のご意見の部分を参考に趣旨を盛り込みました。</p> <p>「自治の主体」</p> <p>左記のご意見の部分を参考に趣旨を盛り込みました。</p> <p>「市民、議会、行政が一体となって」</p>

# 素 案

項目	意見の内容	回答
	<p>一緒になって協働でまちづくりに取り組んでいかなければなりません。」</p>	
<p>第1章 総 則</p>	<p>市民の定義について 地方自治法では「市町村の区域内に住所を有する者」を住民とし、「住民は法律の定めるところにより、その属する市町村の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負うこと」とされている。また、住民は「この法律の定めるところにより、その属する市町村の選挙に参与する権利を有する」と定めている。</p> <p>第1条で「市民の信託に基づく議会及び市長等の」という表現があり、この場合の市民は当然、議会及び市長の選挙権を有する住民であると思われる。議会基本条例でも「市民」は住民を想定している。自治基本条例では、例えば焼津市に住んでいて牧之原市に通勤している者も市民となるが自治基本条例の「市民」と議会基本条例の「市民」の整合性はどうか？焼津市の方が参加しては駄目だと言っているわけではないが、法律は厳格かつ公正に解釈しなければならないと思うが、いかがか。</p> <p>基本理念について 基本理念と目的の違いが、よくわからない。</p>	<p>素案【第1次】第3条（自治の基本理念）を削除したため、この文言にかかわる部分を修正しました。 法令審査の観点から、字句を削りました。</p> <p>条例試案及び素案【第1次】に寄せられた意見を踏まえ、素案【第2次】では「市内に住所を有する者及び事務所又は事業所を有する法人をいう。」として見直しています。</p> <p>また、素案【第2次】の第27条第2項では、さまざまな分野から牧之原市に関心のある市外の人々の知恵や意見を有意義に活用する旨を追加して定めています。</p> <p>【参考意見】 平成23年1月17日、北海学園大学教授・北海道大学名誉教授 神原勝 氏に市からメールで問い合わせをし、コメントをいただきました。</p> <p>私は市民の定義はあまり広くしない方がよいのではないかと思います。といいますのは、基本条例には市民参加や市民投票あるいはその他市民にかかわる条文がたくさんあるわけですが、範囲を広げると「市民」が出てくるすべての条項は、市内に住んでいる人以外の市民にも等しく適用されなければなりません。それは無理ではないでしょうか。基本条例は抽象的ですから矛盾なく見えますが、これに沿って具体的に実施することになれば、たとえば市民投票などには市外の人も含むかという問題になります。そこで、自治基本条例はあくまでも基本ですから、ここでの市民は市内在住者とどめ、何かのときに必要があれば市外のものも含めて政策的に判断すればいいと思うのです。そのためには22条は大変よい規定だと思います。</p> <p>法令審査の観点から、修正をしました。（「、」「及び」） 基本理念を（前文）（目的）（国、県等との関係）（他の自治体等との連携）に盛り込み、条項は削除しました。</p> <p>「主権者である市民の信託により置かれた議会及び市長等」は第1条（目的）に、「市民主体」は（前文）に、「国及び他の地方自治体と対等な立場で相互協力の関係」は第26条（国、県等との関係）と第27条（他の自治体等との連携）第1項及</p>

## 素 案

項目	意見の内容	回答
第2章 情報の公開と共有	<p>原則について 素案【第1次】では「原則」が削除されているが、やはり入れた方がよいのではないか？</p> <p>第6条でいう別の条例とは、情報公開条例を言うと思われるが、第8条の説明で述べているような、条例により制度化されている旨を付記したほうがよいのではないか</p>	<p>び第3項に、「基礎自治体としての自立」は第27条第3項に、明記しました。</p> <p>再び、原則を入れ込むことにしました。</p> <p>(参考)ニセコ町まちづくり基本条例の手引き(引用) 市民から見て「政策」「施策」「事業」といった言葉の使い分けに意味があるのかという疑問があります。例えば「政策」は国(政府)レベルの仕事を指す用語と過去には言われたこともありましたが、自治体でも広くこの言葉を用い、名実ともに実行しているところが多い。「施策」も同様です。いずれの言葉もすべて「仕事」という言葉で括ることにより、市民にとっての分かりやすさを優先しました。</p> <p>仕事の立案や市民への説明責任は、市長等だけでなく議会基本条例にも規定があることから、見出しの中の「行政の」という言葉を削除し、条文の主語を「市長等」から「市」に修正しました。</p> <p>ご意見のとおり、説明の中で「なお、「別に条例で定めるところにより」とは、具体的には、牧之原市情報公開条例がこれに当たるものです。」としました。</p> <p>議会基本条例に「議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し」という規定があるため、主語を「市長等」から「市」に修正しました。</p> <p>第5条と同じ考え方にに基づき、字句を修正しました。</p> <p>再び、原則を入れ込むことにしました。</p>
第3章 市民参加の推進	<p>原則について 素案【第1次】では「原則」が削除されているが、やはり入れた方がよいのではないか？</p> <p>市民によるまちづくり活動について 今までも、道役(みちやく)、運動会等、自治会が自主的に行ってきた。なぜ、今になって縛りをかけるのか？ 住民主体なら、住民が自由にやればよいのでは？</p>	<p>第5条と同じ考え方にに基づき、字句を修正しました。</p> <p>ご意見を踏まえ、市政への参加については、さまざまな事情にある方が不当な不利益を受けることがあってはならない旨の定めを追加しています。</p> <p>第5条と同じ考え方にに基づき、字句を修正しました。</p> <p>また、第2項から第5項については、議会も含まれることから主語を「市長等」から「市」に修正しました。</p>

# 素 案

項目	意見の内容	回答
	<p>「規則、その他の規程」だが、本条例の施行時に本条例の規則として策定しておくべきではないか。</p> <p>市民委員会とは何か。各種委員会のことと思われるが、市民委員会という新たな組織を設置するようにも取れる。</p> <p>住民投票について 住民投票について「できる規定」があるが、合併時に住民投票について勉強したが、手法等でかなり難しい部分がある。市民がこれをパッと見ると「住民投票ができる」と簡単に思ってしまうのではないかと感じるが、どれくらい議論して、これを載せたのか？</p> <p>市民の自立性をはぐくむ環境整備について</p>	<p>素案【第1次】第22条(要望、苦情等への対応)を削除し、ここへ「意見」「要望等」の言葉を盛り込むよう見直しましたが、この見直しについては、「提案についての反映については、説明欄では、意見要望等になっているが、要望等については苦情なども含まれる。それを施策に反映させるのは無理があるのではないかと。あくまで施策を進めるための提案のみにすべきと思う。」の意見を踏まえ、さらに議論や検討を必要と考え、今回は削除しました。</p> <p>制度保障として設けた条項であります。具体的な制度設計にかかる議論が不足していますので、ご指摘を踏まえ削除します。</p> <p>本条は、法律の定めにより設置する付属機関としての審議会や、いわゆる私的諮問機関として設置する各種委員会等の構成員となる人の選任についての考え方、また、審議会等の会議の公開について明らかにするために設けたものですが、見出し「市民委員会等」についてのご指摘を踏まえ、「市民委員会等の設置及び運営」と修正しました。</p> <p>地方自治は、議員、市長を住民の代表とする間接民主制を採用していますが、市民投票はそれを補完する参加の仕組みの一つです。市民が市政について直接意思を表明する市民投票の仕組みについて定めています。</p> <p>実際に市民投票を行う場合には、この条例とは別に、市民投票の対象となる事案や市民投票に係る一連の手続などを定めた条例を制定する必要があります。</p> <p>なお、地方自治法の直接請求(条例の制定改廃請求)に基づいて市民投票条例を制定し、これにより市民投票が行われる例もありますが、この素案では、市民自治によるまちづくりの視点から市民投票を市政への市民参加を進める方法の一つとして位置付けるものです。</p> <p>自治基本条例の規定内容として「市民投票制度」は、現在、市ではその取り組みが行われていませんが、この条例に位置付けることにより、今後この条例の基本方針に基づき、制度化に向けた詳細な検討をするべき重要な制度としています。</p> <p>本市におけるこれまでの取り組みを踏まえて、素案【第2</p>

## 素 案

項目	意見の内容	回答
	<p>「市民の自立性をはぐくむ環境を積極的に整備するものとする」は、漠然としていて何を表現しているのかわからない。</p>	<p>次】では市民が地域等において自由な立場でまちづくりについて意見交換できる「討議の場」設置するよう努めることを定めています。</p> <p>議会基本条例に「議会は、市民との意見交換の場を多様に設け」との規定があるため、第1項については主語を「市長等」から「市」に修正しました。</p>
<p>第4章 行政運営の原則</p>	<p>条文内の片仮名表記について            条文内の片仮名表記については、十分に日本語化した片仮名英語、若しくは、他に表現方法がないものについては良いと思うが、それ以外は可能な限り日本語表現として頂ければ、と思う。具体的には第16条の2の「ニーズ」。ただし、意図を持ってこの単語を使用した場合には、そのまま良いと思う。</p> <p>要望、苦情等への対応について            第22条について「速やかに」という表現があるが、通常「速やかに」というと「1週間以内」というイメージがある。これは職員の負担がかなり増えると思う。見直す必要があるのではないか？</p> <p>第22条、市長への苦情が職員へ回されたり、他の条例を作ることにより職員の負担がかなり増えるのではないか？「文書で意見を出したが、まだ回答がない」といった話を良く聞く。そういう意見があったから、盛り込んだのか？今までも対応してきているが、今後まだまだやっていくということか？これについては、更なる検討をお願いしたい。</p>	<p>分かりやすく「総合計画」という言葉に修正しました。            「市民に」という言葉を加えました。            第5条と同じ考え方にに基づき、字句を修正しました。            ここでは、市役所の組織について記載しているため、主語を「市」から「市長等」に修正しました。            「ニーズ」を「行政需要」に修正しました。</p> <p>頂いたご意見は、「市民から寄せられた要望、苦情等について的確な対応を図ることは、市民満足度の向上を図り、市民との信頼関係を強める上で重要である」との趣旨のものを受けとめておりますが、今後、この条例の規定に盛り込む上で十分な議論や検討を行いたいと思います。</p> <p>災害対策基本法第5条から第7条に基づき修正しました。            議会の政策立案機能及び条例の議決機能を鑑み、主語を「市長等」から「市」に修正しました。</p>
<p>第5章 他の自治体等との 連携・協力</p>		<p>第2条第1号の「市民」の定義を見直したことにより、住民（地方自治法第10条「区域内に住所を有する者」と規定されている。）以外の人々にも関わってもらう中でまちづくりを進めることが必要でありますので、この規定では、様々な分</p>

# 素 案

項目	意見の内容	回答
		野から牧之原市に関心のある市外の人々の知恵や意見を有意義に活用する旨を定めています。
第 6 章 議会及び議員	<p>議会や議員へのチェック機能について 市長（行政）の監視は議会が行うが、議会の監視は行うところがない。入れられるものなら、入れたほうがよい。二元代表制なのに、片方だけ監視されるのはどうか？</p> <p>市民を代表する機関である議会のことについて条例にきっちり明記することは大事である。 住民自治のことを考えるとき、議会のことを抜きにして考えることはできない。</p>	<p>ご意見の趣旨は「議会は、主権者たる市民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする」「不断に議会改革を推進しなければならない」の規定に盛り込んでいます。</p> <p>（参考）第 28 次地方制度調査会の答申（抜粋） 「議会の構成や運営において、議会の意思と住民の意思が乖離しないような努力が従前にも増して必要とされている」「地方分権の推進に伴い、地方公共団体の役割が拡大し、また、住民の説明責任を果たすことがますます重要となっている…」としている。</p>
第 7 章 市長及び職員	（第 32 条）	素案の第 1 条「目的」と第 3 条「自治の基本理念」を見直すことに伴い、文言を修正しています。
第 8 章 牧之原市市民自治推進 審議会	<p>この条例が所期の目的を達成しているかどうかを検討するための検討機関であることをもう少し明確にすべきではないか。</p> <p>第 12 条の市民委員会のひとつであり、改めて条立てする必要があるのか。第 2 項第 1 号の「まちづくりの推進に関する重要な事項に関すること」とは？総合計画審議会や各種委員会、地区長会、議会がある中で本審議会の役割は何なのかわかりません。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえて、素案（第 2 次）では、見出しを「牧之原市自治基本条例推進会議」とし、「この条例の実効性を確保するため」と見直しています。なお、推進会議の権限や役割、委員構成などの設置根拠となる事項については、別に条例等で定めるものとします。</p> <p>ご指摘の「まちづくりの推進に関する重要な事項に関すること」は何か、にかかる部分は、章のタイトルを「牧之原市市民自治推進審議会」を「自治基本条例の実効性の確保」とし、また、見出しを「牧之原市市民自治推進審議会」を「牧之原市自治基本条例推進会議」に、条文中の文言は、「この条例の実効性を確保するため」として見直しました。また、説明の中で、「推進会議の権限や役割、委員構成などの設置根拠となる事項については、別に条例等で定めず。」としています。</p>
第 9 章 雑 則		素案（第 2 次）第 35 条の見直しにより、この条例の検証とともに、まちづくりの諸制度（例えば、素案第 2 次の第 11 条第 5 項に定めている「市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。」や、第 17 条「この場合において、市は、必要な条例等を整備するものとする」など）について、適切な措置を講ずる旨を定めています。

「牧之原市自治基本条例素案第2次」に関する意見について

1. 素案第2次案に対する意見の提出状況について

(1) 件数 82件

(2) 意見内訳

章	件数
前文	4
第1章 総則	9
第2章 情報の公開と共有	14
第3章 市民参加の推進	23
第4章 行政運営	13
第5章 他の自治体等との連携・協力	2
第6章 議会及び議員	7
第7章 市長及び職員	5
第8章 自治基本条例の実効性の確保	0
第9章 雑則	5
その他	0
合計	82

: 市民からいただいた意見  
 : 議会からいただいた意見  
 ・ : 法令審査会等の意見

## 素案第2次

項目	意見の内容	回答
前 文	<p>一文目の主語と述語の間が長すぎて、わかりにくいので、検討を。</p> <p>文頭の「私たちのまち」は、なくてもよいのでは？</p> <p>「そのためには」や「そこで」など、つなぎの言葉が欲しいのか？なくてもよいのでは？</p> <p>地域性というか、静岡県の牧之原ということが、全くわからない。どこなの、ここ？というのが、わかりにくい。以前の案に入っていた「駿河湾～」「お茶～」などの文言が、全部抜けてしまった。</p>	<p>牧之原市の地域性を入れ込むとともに、相良町と榛原町が合併して誕生したことについて主語と述語の間を短くして、分かりやすく表現しています。</p> <p>意見の趣旨を踏まえ、文頭の「私たちのまち」、文中の「そのためには」「そこで」の文言を削除しています。</p>
第1章 総 則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「議会及び市長等の役割、責務を明らかにする」と書かれているが、「市民の役割と責務」については触れられていない。パブコメの意見や地区を回って説明した際の意見が多かったので「市民の責務」についての表現を削除したとの事務局の説明であったが、「議会及び市長等の」のを入れなければいけないのか？この2つが入っているため、「市民」が抜けていると思ってしまう。それならば、「市民の信託に基づく～責務を明らかにするとともに」を抜いたらどうか？</li> <li>・ 「市民自治による協働のまちづくり」という表現がよくわからない。「市民自治のまちづくり」「協働のまちづくり」なら、わかるのだが。</li> <li>・ 日本国憲法に定める地方自治の本旨とは何か？ 地方自治の本旨を分かりやすく言い換えることが可能であれば、ここにはっきりと本旨を書いたほうが良いと思う。 法令の解釈でなくて、前文の「一人ひとりの思いや声が生かされる市民自治を実感できる牧之原市を目指します」というような表現にしたほうが、分かりやすいのではないか。目的が分かりにくいのでは、まずいと思う。目的だから、特に分かりやすく書いてあげたほうが良いと思う。</li> <li>・ 全体的なことだが、「市長等」には議会が入っていないということか？情報公開条例では「実施機関」として、市長等に議会も入っている。整合性が取れないか？</li> <li>・ 「基礎自治体」というのはこういうものだ、という説明を入れなくてよいのか？一般市民には、分かりにくいと思う。基礎自治体の中に議会が入るということを書いたほうがよいのではないか。</li> <li>・ 「市長等」という表現が分かりにくい。「執行機関」のほう</li> </ul>	<p>意見の趣旨を踏まえ、「市民の信託に基づく～責務を明らかにするとともに」を削除しています。</p> <p>意見の趣旨を踏まえ、「市民自治による」を削除しています。</p> <p>意見の趣旨を踏まえ、「日本国憲法に定める」を削除しています。</p> <p>意見の趣旨を踏まえ、次のように修正しています。「市」の定義は削除しています。（市の解釈が2種類あると、曖昧になるため）</p> <p>また、「市政」の定義も削除するとともに、「市」という表現はやめて内容によって「市長等及び議会」という表現にしています。</p>

## 素案第2次

項目	意見の内容	回答
	<p>がしっくりくる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公営企業管理者は水道事業の職員数が200人以上で、給水個数が5万戸以上の場合に置くことになっているため、当市は該当しない。ただし、「水道事業者」という表現にすると、市民に「水道屋さん」と勘違いされる恐れもあるのではないか。</li> <li>まちづくりの定義の中の「公共的な」を抜いたらどうか？公共的なものだけでなく、草の根運動的な活動もあるので。但し書きで「営利目的や宗教に関するものは除く」という意味の文章を入れたらどうか？</li> <li>協働の定義の中の「それぞれの」は不要では？</li> </ul>	<p>公営企業管理者の表現については、他市の事例を参考にして「市長（公営企業を含む。）」としています。</p> <p>まちづくりの定義中の「公共的な」を削除するとともに、17条のコミュニティへの支援の文中に「公共の福祉に反しない限り」の文言を追加しています。</p> <p>協働の定義中の「それぞれの」を削除しています。</p>
第2章 情報の公開と共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3条は見出しが「情報共有の原則」なのに、「情報共有」の文言が入っていないが、どうなのか？</li> <li>「透明な市政」とは、何が透明なのか？</li> <li>市政は「築く」ではなく、「行う」とか「執行」するもの。</li> <li>「かつ市民参加を～ならない」の文章は、情報共有に入れるのが適当なのか？</li> <li>第4条の「市民の知る権利」は、第3条の中に入れたらどうか？</li> <li>第5条の「説明責任」は、第3条に「十分な説明責任を果たすことによって」の文言があるので、不要ではないか？</li> <li>第6条の「情報公開」の文中、「別に条例で定めるところにより」は不要では？そもそも、第4条の「市民の知る権利と同様の内容を示している」ので、第6条も不要ではないか？</li> <li>第2項は、ここまで細かい規定が必要なのか？他の条項とのバランスが取れない感じがする。</li> <li>第1項後段の「適切な管理」とはどういうイメージなのか？「適切な管理とはこういうことですよ」と書いておかないと、市民には分からないのではないか。</li> <li>「市の仕事」は「施策」では駄目なのか？市の職員としては、「施策」などの言葉の方が分かりやすい。「仕事の発生源」のイメージがしにくい。</li> <li>ここでは、「市民に必要な情報を提供しなければならない」ということを書いておいて、細かいことは別の条例で決めていけばよいと思う。条文の中に入れてしまうと、かえって柔軟性がなくなると思う。</li> <li>第2項の内容は、第1項の「まちづくりに必要な情報」とい</li> </ul>	<p>意見の趣旨を踏まえ、次のように修正しています。</p> <p>市民、議会、市長等の三者が「情報を共有する」ことを、第1項として記しています。</p> <p>第4条の内容を第2項とし、第4条を削除、第5条の内容を第3項とし、第5条を削除しています。</p> <p>第6条については、第2項と同様の内容なので削除しています。</p> <p>意見の趣旨を踏まえ、次のように修正しています。</p> <p>第1項後段の「この場合において」以降を削除しています。</p> <p>第2項の内容を、第1項に追加してまとめて表現しています。</p>

## 素案第2次

項目	意見の内容	回答
	<p>う表現に含めればどうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2項を削除して、その内容は第1項に「適切な情報伝達手段により」という表現を加えたらどうか？</li> <li>第6条の「情報公開」同様、文中の「別に条例で定めるところにより」は不要では？</li> </ul>	<p>意見の趣旨を踏まえ、「別に条例で定めるところにより」を削除しています。</p>
<p>第3章 市民参加の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「時宜に」の文言が、わかりにくい。</li> <li>文章としておかしい。「参加できるようにし」、「制度を確立し」としないと、言葉が繋がらない。</li> <li>市民の前に「参加の意思を持つ」が必要か？削除してもよいのでは？</li> <li>「市の仕事の企画立案」は、他の表現にするほうがよい。</li> <li>第2項と第3項は、何を言いたいのか？</li> <li>第2項の「不当な関与」や第3項の「差別的な扱い」という文言は、条例に適さない。</li> <li>第5項は、第1項中の「制度の充実」で読み取れると思うので、不要では？</li> <li>第3項は、これから策定してゆく市民参加条例といったようなものの中で書けばよいのではないか？</li> <li>第4項の内容は、第2項の内容と重複している気がする。</li> <li>第2次見直し案の第7条の「市民参加の権利」の中の「市民」には当然、子どもや青少年も含まれる。ここで、更に子ども(青少年)の権利だけを上乘せするような形で書くのはどうか？また、個人として尊重されるのは満20歳未満の市民だけでなく、すべての市民にあてはまることである。</li> <li>子どもの権利については、別の場でもっと時間をかけて、きちんと考えていかなければならないことであるとする。</li> <li>「設置することができる」としてあるので、「市民委員会」という組織を、新たに作るというイメージを与えてしまう恐れがある。</li> <li>「市民委員会等」ではなく「審議会等」にしてはどうか？「市民委員会」という言葉が一般的ではない。</li> <li>第2項は、別に条例を定めたときに書けばよいのであって、</li> </ul>	<p>意見の趣旨を踏まえ、次のように修正しています。</p> <p>「参加の意思を持つ」を削除しています。</p> <p>「参加できるようにし」「制度を確立するとともに」の文言を追加し、わかりにくい「時宜に応じた」の文言は削除しています。</p> <p>「まちづくりを」の文言を追加し、何を進めるのかを、はっきりさせています。</p> <p>意見の趣旨を踏まえ、次のように修正しています。</p> <p>第1項は「市民がまちづくりに参加する権利を有する」ことを分かりやすく明確に表現しています。</p> <p>第2項、第3項は市民の自主性・自立性を尊重することを表現したかったので、第2項でそのことを表現しています。(第3項は削除しています。)</p> <p>意見の趣旨を踏まえ、第3項以降を削除しています。</p> <p>意見の趣旨を踏まえ、第12条を削除しています。</p> <p>意見の趣旨を踏まえ、次のように修正しています。</p> <p>見出しの「市民委員会等」を「審議会等」に変更し、「市民の意見を広く反映させる」ことを追記しています。</p>

## 素 案 第 2 次

項目	意見の内容	回答
	<p>ここに書く必要はないのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治法に基づく審議会については、特殊な資格を持っている方とか法的な知識を持っている方が必要とされるが、小さな市の中に何人もいないし、その中で引き受けてくれる方はかなり限られてしまう。また、市外の方に依頼する場合も有り得る。第2項で、ここまで細かく規定すると委員の選出に支障が出てくる。</li> <li>ただし、広く市民の意見を反映させるような組織にしなければならないということは、入れておく必要があると思う。</li> <li>この条項にだけ「牧之原市にかかわる」と市名が入っているが？</li> <li>市民投票を実施する際には、別に条例を作り、その際に投票できる人の要件を定めるので、市民の後の括弧書きは不要ではないか？</li> <li>第2条(3)「まちづくり」の定義で「公共的な活動」の「公共的な」を削除したので、宗教関係や営利目的のものには支援しないということ明記したほうがよい。</li> <li>前条は「コミュニティ」、第17条以降は「コミュニティ活動」となっている。統一したほうがよいのでは？</li> <li>今までの条文と同じく「必要な条例等を整備する」の部分は最後に「委任」の条項を追加してまとめて記せばよい。</li> <li>「ひとづくり」の「ひと」とは、「討議の場を円滑に進めるため」の人だけか？</li> <li>市としてまちづくりを進める上で、どういう人材を育成したいのか？全体で捉えるのか、その中の一部である討議を円滑に進める人材だけに限定して、ひとづくりとするのか？</li> </ul>	<p>意見の趣旨を踏まえ、「牧之原市」を「市政」に変更し、市民の後の括弧書きを削除しています。</p> <p>また、他の条文との整合を図るため、第2項の内容は第2次見直し案第31条の「委任」で読み替えることとし、第2項を削除しています。</p> <p>無条件に支援するという事ではないので、「公共の福祉に反しない限り」と明記しています。</p> <p>意見の趣旨を踏まえ、「コミュニティ」に、統一するとともに、「この場合において」以降を削除しています。</p> <p>ひとづくりを広く捉え、「協働のまちづくりを進めるための人材」と変更しています。</p>
第4章 行政運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくりの具体化という表現がわかりにくい。</li> <li>この表現では基本構想と基本計画の両方に議決が必要と読める。</li> <li>「総合計画で定める重要な計画」が「総合計画」と整合するのは当然。表現がおかしい。</li> <li>整合と連動は併記する必要があるのか？</li> <li>細かな制度までこの条例に書くのではなく、理念というか基本的なルールをわかりやすく書いたほうがよい。</li> <li>「まちづくりの仕事」とは、どこまでの仕事なのか、イメー</li> </ul>	<p>意見の趣旨を踏まえ、次のように修正しています。目的を「まちづくりの具体化」から「総合的かつ計画的に市の仕事を行うため」に変更し、何について議決が必要なのかが、分かるように言葉の順番を変えています。</p> <p>意見の趣旨を踏まえ、「総合計画で定める重要な計画」を「市の重要な計画」に変更し、「連動」は、削除しています。</p> <p>意見の趣旨を踏まえ、市民の意見が計画に反映できるよう、「参加の保障」という表現にしています。</p> <p>意見の趣旨を踏まえ、「まちづくりの仕事」を「市の仕事」</p>

## 素案第2次

項目	意見の内容	回答
	<p>ジがしにくい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>誰に公表するのかが、入っていない。</li> <li>第1項の内容は、組織というよりも市長の役割に関するのではないのか？</li> </ul> <p>「許認可の申請」は、市長等ではなく市民が行うものではないのか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報公開条例や個人情報保護条例と同様に、第2項は不要ではないのか？</li> <li>「行政運営」の章であること、述語が「確立するよう努めるものとする」であることから、主語は「市長等」としたほうがよいのではないのか？</li> <li>ただ、市民との連携も必要であるし、その他の関係機関との連携も重要であるので、入れ込んだほうがよいのではないのか？</li> <li>素案第2次の「条例の体系化」と第36条の「この条例の位置付け」の規定の内容が似通っているので、合わせたらどうか？</li> </ul>	<p>に変更し、「市民に公表する」ことを明らかにしています。</p> <p>意見の趣旨を踏まえ、第1項を削除する代わりに第2次見直し案第26条「市長の役割及び責務」第4項の内容に「能力の最大限発揮」の文言を追記しています。</p> <p>市長等は許認可等の手続きをするのであって、申請はしないため、「の申請等」を削除しています。</p> <p>意見の趣旨を踏まえ、第2項についても削除しています。</p> <p>意見の趣旨を踏まえ、主語を「市長等」とし、「市民及び関係機関と協力、連携し、」の文言を加えています。</p> <p>意見の趣旨を踏まえ、第25条を削除し、「この条例の位置付け」の規定へこの内容を盛り込み、第2次見直し案では第30条の「この条例の位置付けと体系化」の規定としています。</p>
第5章 他の自治体等との 連携・協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市民にもっとも身近な自治体」という表現は、なくてもよいのではないのか？</li> <li>「国内はもとより海外にも」というところまで書く必要はあるのか？「広く発信する」という表現で、すべて賅えると思うが。</li> </ul>	<p>ご意見のとおり、上記の表現を削除しています。</p> <p>意見の趣旨を踏まえ、「国内はもとより海外にも」の文言は、削除しています</p>
第6章 議会及び議員	<ul style="list-style-type: none"> <li>「代表から」より「代表で」のほうが表現として分かりやすいのではないのか？</li> <li>この部分だけ「市民」の前に「主権者たる」と書いているが、他の条文との兼ね合いもあり違和感がある。</li> <li>議長の役割として「中立かつ」の文言が必要か？最終的に議長も判断をしなければならない場合もあるので、「公平な立場」ということでよいのではないのか？</li> <li>「責務」であるから、文末は「～ならない」ではないのか？</li> <li>市長等と行政機関は、イコールではないのか？ 「緊張関係」というと、議会と市長との対立というか、ピリピリした雰囲気想像してしまう。別の言葉はないか？</li> </ul>	<p>ご意見のとおり、「代表で」に変更しています。</p> <p>他の条文と整合を図るため、「主権者たる」を削除していただきます。</p> <p>意見の趣旨を踏まえ、「中立かつ」を削除しています。</p> <p>ご意見のとおり、文末を「遂行しなければならない」に変更し、「行政機関」を削除しています。</p> <p>議会基本条例第7条に「緊張関係の保持に努めなければならない。」という文言がありますので、議会基本条例との整合性をとるため、別の言葉に言い換えるより「緊張関係」という言葉の方がふさわしいと考えます。</p>

## 素 案 第 2 次

項目	意見の内容	回答
	<p>・ 議会事務局については、議会基本条例に規定があるので、ここでは載せなくてもよいのではないかと？</p>	<p>(参考) 議会基本条例第7条(抜粋)            (議員と市長等執行機関の関係)            第7条 議会審議における議員と市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)との関係は、次に掲げるところにより、<u>緊張関係</u>の保持に努めなければならない。</p> <p>(1) 本会議及び委員会における議員と市長等の質疑と質問の応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。</p> <p>(2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。ただし、反問においては、質問の論点整理におけるものとし、一つの質問に対し原則1回までとする。</p> <p>(3) 議員は、議長を経由して市長等に対し文書により質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。</p> <p><b>【参考意見】</b>            平成23年1月24日、静岡大学人文学部法学科教授 日詰一幸氏に市からメールで問い合わせをし、コメントをいただきました。</p> <p>現行の二元的代表制においては、市長と議会はそれぞれ住民の代表機関として位置づけられますが、相互に対抗・牽制しあう関係を想定しています。その意味では、権力の分立と抑制均衡を重視すると言って良いと思います。このような関係性を機関対立主義と呼んでいます。国の制度(議院内閣制)が内閣・与党と野党の間の対立関係を前提としていますが、地方の二元的代表制は市長と議会という2つの代表機関の間に対抗関係を認める仕組みとなっています。このような関係性を「緊張関係」と言って良いのではないのでしょうか。</p> <p>意見のとおり、第31条を削除しています。</p>

## 素案第2次

項目	意見の内容	回答
第7章 市長及び職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「補助機関である」は、不要ではないか。</li> <li>・ 素案【第2次】の第22条「組織」の第1項を削除したので、その考え方を第4項に入れてほしい。</li> <li>・ 「市長以外の執行機関」が何を指すのか、わかりにくい。</li> <li>・ 市長と市の職員の役割と責務だけ書いてあれば十分だと思う。</li> <li>・ 第1条「目的」で「市民自治による協働のまちづくり」を「協働のまちづくり」に変更したので、併せて変更したほうがよいのではないか。</li> </ul>	<p>意見の趣旨を踏まえ、削除しています。</p> <p>第22条1項の内容を入れ込み、「能力が最大限発揮できるような良好な職場環境の形成を図る」という表現に変更しています。</p> <p>意見の趣旨を踏まえ、第33条を削除しています。</p> <p>第1条に合わせて、変更しています。</p>
第8章 自治基本条例の実効性の確保		
第9章 雑 則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「位置付け」や「見直し」は、「実効性の確保」の一環ではないのか。</li> <li>・ どこが「見直し等」を検討し、行うのか？</li> <li>・ 推進会議の役割は何なのか？</li> <li>・ 個々の条文に「別に定める」としてあるが、それぞれに書くのではなく、まとめて最後にその旨を書けばよいのではないか？</li> <li>・ この条例が出来れば、実行していくには関係する条例等を整備する必要があるので、そのことを方針として書けばよいのではないか。</li> </ul>	<p>意見の趣旨を踏まえ、第9章を削除し、第9章の内容を第8章「自治基本条例の実効性の確保」に、入れ込んでいます。</p> <p>推進会議で検討をしていくこととなるため、「推進会議に諮問する」ということを明記し、推進会議の役割が分かるようにしています。</p> <p>第25条「条例の体系化」を削除したので、その内容を盛り込み「この条例の位置付けと体系化」としてしています。</p> <p>意見の趣旨を踏まえ、既存の条例や、今後必要となる条例等を整備していくことを「委任」として、この条文にまとめています。</p>

## 牧之原市自治基本条例「素案第2次見直し案」に関する意見について

### 1. 素案第2次見直し案に対する意見の提出状況について

(1) 件数 10件

(2) 意見内訳

章	件 数
前文	1
第1章 総則	1
第2章 情報の共有	0
第3章 市民参加の推進	1
第4章 行政運営	4
第5章 他の自治体等との連携・協力	0
第6章 議会及び議員	2
第7章 市長及び職員	0
第8章 自治基本条例の実効性の確保	1
附則	0
その他	0
合計	10

: 議会からいただいた意見

## 素案第 2 次見直し案

項目	意見の内容	回答
前 文	「大茶園を育む」の文章では「育む」と漢字表記だが、第 12 条では「共助の精神をはぐくみ」と平仮名表記となっているが？	読みやすさ、分かりやすさという観点から、「はぐくむ」と平仮名表記にしています。
第 1 章 総 則	第 2 条「市民」の定義の中で「市内に住所を有する者及び事務所又は事業所を有する法人」という表現があるが、この「法人」の中には個人営業の事務所も含む、ということによいのか？	この条文は法令用語の使い方により「市内に住所を有する者及び事務所」というものと、「市内に事業所を有する法人」というもの、の2つに分かれています。よって、「法人」という言葉は後者の「事業所を有する」にかかっており、法人化されていない個人営業の事務所については、前者の「市内に住所を有する者及び事務所」の中に含まれます。
第 2 章 情報の共有		
第 3 章 市民参加の推進	第 6 条「市民参加の原則」の条文中「確立するとともに」の次に「、」はいらないのか？	「確立するとともに、」と修正しています。
第 4 章 行政運営	<p>第 17 条第 2 項は、「行政評価」という内容を踏まえると、文末は「反映させるもととする」ではなく「反映させなければならない」のほうがよいのでは？</p> <p>第 20 条の「危機管理」の主語が「市長等」だが「議会」にとっても危機管理は重要な事柄である。検討を。</p> <p>この条例の実効性の確保のため、条例が公布されるときに市長自らこの条例を守ることをきちんと市民に宣誓し、市民の皆さんもこの条例を守っていただきたい、ということをご公の場で表明するべきだと思ふ。また、特に「市長は、市の職員の適切な指揮監督と能力向上を図るとともに、その能力が最大限発揮できるような良好な職場環境の形成を図らなければならない」については、しっかりやっていただきたい。</p> <p>上記の意見については、第 25 条の「市長の役割及び責務」の中に、「この条例を守る」という文言を盛り込んだらどうか？</p>	<p>ご意見の趣旨は十分に理解しておりますが、前後の条文との整合をとるため、「反映させるもととする」としていません。</p> <p>第 20 条の主語を「市長等及び議会」に修正するとともに、第 4 章の見出しを「行政運営」から「市政運営」に修正しています。</p> <p>「市長の就任時に条例を遵守する旨の宣誓をする」内容の条文を追加することを検討しましたが、議会全員協議会でのご意見を踏まえ、第 25 条の「市長の役割及び責務」第 1 項の条文中に「この条例の趣旨を遵守し」の文言を加え、第 1 項を「市長は、この条例の趣旨を遵守し、市政の代表者として市民の信託に応え、公平、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない」というように修正しています。</p>

## 素案第 2 次見直し案

項目	意見の内容	回答
第 5 章 他の自治体等との 連携・協力		
第 6 章 議会及び議員	<p>第 24 条の「議長及び副議長」の条項は、以前には載っていなかったと思うが、どういう考えで載せたのか？自治基本条例に載せるには少々、疑問を感じる。どちらかという議会の問題なので、議会基本条例の中で定義すべきだと思うが？</p> <p>市長は市民の選挙によって選ばれるが、議長は議員の選挙により議員の中から選ばれる。「議会」や「議員」の中に、当然「議長及び副議長」は含まれると思うので、敢えて載せなくてもよいと思う。</p>	<p>議会総務建設委員会及び議会全員協議会でのご意見を踏まえ、この条項は削除しています。</p>
第 7 章 市長及び職員		
第 8 章 自治基本条例の実効性 の確保	<p>第 28 条、第 29 条の見出しが「この条例の～」と、冒頭に「この」という文言が付いているが、「この」が必要なのか？</p>	<p>法令審査委員会においても議論がありましたが、単に「条例の～」と表現すると、沢山ある市のどの条例を指すのかわからないのではないかと、という意見もありまして、「自治基本条例」を指すということを明確にするために、「この」という文言があったほうがよいと考えます。</p>
附 則		
その他		